

令和9年度大阪府立中学校入学者選抜実施要項

令和9年度大阪府立中学校（以下「中学校」という。）の入学者選抜は、本入学者選抜実施要項（以下「本実施要項」という。）の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

第1 全般的な事項

I 応募資格

中学校に入学を志願することのできる者は、

- ① 小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和9年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- ② 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和9年3月に卒業する見込みの者
- ③ 外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年間の義務教育相当の教育を受け、かつ平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した者
- ④ 上記①から③のいずれにも該当しない者のうち、特別の事情があり、かつ平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した者

のいずれかであって、次の1又は2に該当する者とする。

- 1 大阪府内（以下「府内」という。）の小学校卒業見込みの者であって、本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがいない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者
（注）住所とは、住民登録がされている居所をいう。以下同じ。
- 2 前項1以外の者のうち、「**VI 応募資格審査等が必要な場合**」の定めにより、「入学志願特別事情申告書（様式1）」[13ページ]又は大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）の承認書を提出する者

II 入学者選抜の実施校及び募集人員

入学者選抜の実施校及び募集人員は、次のとおりとする。

中学校名	募集人員
咲くやこの花	* 70
水都国際	70
富田林	105

（注）*咲くやこの花中学校については、ものづくり（理工）分野、芸術（美術・デザイン）分野は各18人、スポーツ分野、言語分野は各17人を原則とする。

III 通学区域

通学区域は府内全域とし、保護者のもとから通学することとする。

IV 出願

1 出願

出願は1校に限る。

また、咲くやこの花中学校においては、「ものづくり（理工）」、「スポーツ」、「言語」、「芸術（美術・デザイン）」から一つの分野を選択して出願する。

2 出願期間

(1) 志願者による出願登録期間

ア 志願者情報等の入力期間

令和8年12月8日（火）午前9時から令和9年1月8日（金）午後2時（※）

イ 入学検定料の納付期間

令和8年12月8日（火）午前9時から令和9年1月8日（金）正午

(2) 小学校長による承認期間

令和8年12月8日（火）午前9時から令和9年1月12日（火）午後2時

(3) 志願先中学校長による出願受理期間

令和9年1月7日（木）午前9時から令和9年1月12日（火）午後2時

(※) 大阪府立学校オンライン出願システム（以下「オンライン出願システム」という。）では、志願者による出願登録後、在籍する小学校長の承認手続きを経て出願となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する小学校長に承認手続きを依頼すること。

やむを得ない事情により、入力期間までに登録が完了しない場合は、あらかじめ大阪府教育庁高等学校課学事グループに相談すること。

3 出願手続き

(1) 志願者による出願登録

志願者は2の(1)に示す期間内に登録を行うとともに、(2)に示す期間内に小学校長による承認を得る。志願者による登録完了後は、その旨を小学校長に連絡し、(2)の承認手続きを依頼する。なお、小学校長による承認を経て、出願データが志願先中学校長に提出された後は、志願者情報及び出願情報等の変更はできない。

ア マイページ案内の作成依頼

志願者は在籍する小学校に対し、文書等によりオンライン出願システムにアクセスするための「マイページ案内」の作成を依頼する。

イ 志願者情報等の入力

志願者は、小学校から受領した「マイページ案内」からオンライン出願システムにアクセスし、オンライン出願システム上で、必要事項を入力する。

ウ 入学検定料の納付

オンライン出願システム上でのクレジットカード決済又はオンライン出願システムで登録した納付方法（コンビニ払込み又はペイジー）により入学検定料2,200円を納入する。

エ 特別事情のある志願者の承認書等の登録

「VI 応募資格審査等が必要な場合」の「1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者」に該当する者は、「入学志願特別事情申告書（様式1）」[13ページ]に必要事項を記入し、オンライン出願システムにアップロードする。

「Ⅵ 応募資格審査等が必要な場合」の「2 府教育委員会の承認書の提出を必要とする者」に該当する者及び「Ⅶ 受験上の配慮について」により受験上の配慮を承認された者は、該当の承認書等をオンライン出願システムにアップロードする。

(2) 小学校長による承認

小学校長は2の(2)に示す期間内に承認手続きを行う。なお、出願データが志願先中学校長に提出された後は、志願者情報及び出願情報等の変更はできない。

ア 志願者情報等の確認

小学校長は、オンライン出願システム上で志願者情報等が適正であることを確認する。

イ 特別事情のある志願者の対応

小学校長は、3(1)エにより、入学志願特別事情申告書を登録した者については記載された内容が適正であることを確認する。また、府教育委員会が交付した承認書等を登録した者については、承認書等が適正であることを確認する。

(3) 志願先中学校長による出願受理

中学校長は、2の(3)に示す期間内に、オンライン出願システムに登録された出願データを厳正に審査し、記載事項等について適正であると認めるときは、出願を受理する。

4 受験票の交付

(1) 受験票の交付

中学校長は、出願を受理した全志願者に対して、令和9年1月13日(水)午後2時までに、オンライン出願システムにより受験票を交付する。

(2) 受験票の印刷

志願者は、交付された受験票を印刷(A4判横置き、白黒又はカラーのいずれも可)し、適性検査等の実施日に持参する。

5 その他

オンライン出願システムの利用方法等については、「〈参考〉オンライン出願システム志願者の基本操作手順」[19ページ]及び府教育委員会の府立中学校に関するウェブページで確認すること。

V 留意すべき事項等

- 1 出願データが志願先中学校長に提出された後は、志願者情報及び出願情報等の変更を認めない。
- 2 出願データが志願先中学校長に提出された後は、入学検定料は一切還付しない。
- 3 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、中学校長は府教育委員会と協議のうえ、その児童を不合格とし、又は入学を取り消す。
- 4 中学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
- 5 中学校長は、志願者数、受験者数、合格者数、入学手続者数並びに入学状況及び適性検査等実施結果を、府教育委員会に報告する。

Ⅵ 応募資格審査等が必要な場合

1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)又は(2)に該当する者は「入学志願特別事情申告書(様式1)」[13ページ]を作成し、オンライン出願システムにアップロードする。

- (1) 府内の小学校卒業見込みの者のうち、
- ア 本人及び保護者のうちの一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者
 - イ 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
 - ウ 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者
- (2) 他府県の小学校卒業見込みの者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうちの少なくとも一方の住所が府内にある者

2 府教育委員会の承認書の提出を必要とする者

(1) 対象者

次の各項のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受ける。

ただし、中学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

ア 「Ⅰ 応募資格」の①、②又は③に該当する者のうち、本人及び保護者の住所が入学日まで府内になることが確実な者

イ 「Ⅰ 応募資格」の④に該当する者その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を受けようとする者は、次の書類を府教育委員会に持参する。

ア 大阪府立中学校応募資格審査申請書

イ 大阪府内の転居予定先についての住居関係書類

ウ その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、令和8年12月1日（火）から12月7日（月）までの間の平日午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

なお、(2)ウの提出が必要な者については、審査に係る事前相談が必要となる。事前相談期間は、令和8年11月6日（金）から11月12日（木）までの間の平日午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

審査手続きの詳細や「大阪府立中学校応募資格審査申請書」の様式等については、令和8年8月以降に、府教育委員会の府立中学校に関するウェブページに掲載する。

また、この期間内に事前相談及び審査を受けることのできなかつた者等で、府教育委員会が事情やむを得ないと認めた者については、別に事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付等

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対して、承認書を交付する。

承認書の交付を受けた者は、「Ⅳ 出願」3(1)エにより、承認書をオンライン出願システムにアップロードする。

Ⅶ 受験上の配慮について

障がいのある児童や日本語指導が必要な帰国児童等に対する入学者選抜における受験上の配慮については別に定める。受験上の配慮を希望する場合は、別に定める「配慮事項申請書」により、府内公立小学校等については小学校長及び市町村教育委員会、その他の小学校等については小学校長又は日本人学校長を通じて、令和8年10月30日（金）までに府教育委員会に願出する。

申請手続きの詳細や「配慮事項申請書」の様式等については、令和8年8月以降に、府教育委員会の府立中学校に関するウェブページに掲載する。

Ⅷ 適性検査等

入学者の選抜のため、咲くやこの花中学校及び富田林中学校においては適性検査及び作文、水都国際中学校においては適性検査（以下「適性検査等」という。）を実施する。

- 1 適性検査等は、令和9年1月23日（土）午前9時15分から行う。
- 2 適性検査等は、志願者全員について各中学校長が、当該中学校又は中学校長が指定する場所において行う。
- 3 適性検査等の問題は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性等をみることを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語的問題はリスニングにより実施し、「大阪版小学校で学ぶ英単語集」をもとに出題する。「大阪版小学校で学ぶ英単語集」は府教育委員会の府立中学校に関するウェブページに掲載する。

- 4 受験者の携行品は次のものに限る。
 - (1) 検査時に机の上に必ず置くもの（必ず携行するもの）
 - ア 受験票、黒鉛筆（HB以上・シャープペンシルも可）、消しゴム、直定規、コンパス
 - イ [咲くやこの花中学校芸術（美術・デザイン）分野の適性検査Ⅱのみ] 色鉛筆（12本以内・色の指定はなし）
 - (2) 検査時に机の上に置くことができるもの（携行してもよいもの）
 - ア 事前の承認を必要としないもの
鉛筆削り（電動式、大型のもの及びナイフ類を除く。）、時計（計時機能だけのもの。辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの、キッチンタイマーや学習タイマー、大型のものは不可。）、無地のハンカチ（ハンドタオルを含む。）、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）
 - イ 事前の承認を必要とするもの
 - (ア) 辞書（検査室への持込みを承認された者に限る。）
受験上の配慮により辞書の持込みを認められた者は、令和9年1月22日（金）正午までに中学校長に使用辞書を提出すること。
なお、提出された辞書は、当日の第1時の問題配付と同時に引き渡す。ただし、適性検査Ⅰ（国語・算数的問題又は国語・英語的問題）において、辞書の使用を希望しない場合は、第2時の問題配付と同時に引き渡す。また、和英、英和辞典及び英語が記載されているものは、国語・英語的問題のうち英語的問題の適性検査では使用できない。

(イ) 障がいのある児童や日本語指導が必要な帰国児童等に対する受験上の配慮として必要なもの

(3) その他

ア 昼食（昼食をはさんで検査を実施する場合）

イ 上ぐつ、くつ袋

ウ [咲くやこの花中学校スポーツ分野の適性検査Ⅱのみ] 体育館シューズ、体操服上下

エ (1)(2)以外の身の回り品

なお、以下のものは検査室へ携行することができない。

分度器、分度器機能付き定規、計算機、携帯電話・スマートフォン等の通信機器、

ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類

また、かばん・服等で、文字や地図等が印刷されていることにより問題の解答に影響があると考えられるものは、検査室に携行又は着用しないこと。

IX 入学者の選抜

中学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 中学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 咲くやこの花中学校及び富田林中学校においては適性検査及び作文の成績、水都国際中学校においては適性検査の成績を選抜の資料とし、その総合点により選抜を行う。
- 3 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - (1) 総合点の高い者から順に、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

ただし、咲くやこの花中学校においては、分野ごとに、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
 - (2) 入学辞退者が生じた場合、「**XII 繰上合格者の決定**」で定めるところにより、募集人員を満たすよう繰上合格者を決定する。

ただし、咲くやこの花中学校においては、分野ごとに、募集人員を満たすよう繰上合格者を決定する。
- 4 合格者の決定に当たって、2及び3に従うことが実際にはなはだしく困難な場合は、中学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 中学校長は、令和8年12月11日（金）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

X 合格発表

合格発表は、次の日時にオンライン出願システムにおいて行う。

令和9年1月31日（日）午前10時

なお、合格発表に係る電話等の問合せには一切応じない。

また、合格発表時にオンライン出願システムにおいて適性検査及び作文の得点開示を行う。

XI 合格者の手続き

- 1 合格者は、「入学確約書（様式2）」[14 ページ] を1月31日（日）の午前10時から午後2時まで又は2月1日（月）の午後1時から午後2時までの間に、中学校長に提出しなければならない。（郵送は認めない。）

- 2 合格者で入学を辞退する場合には、「入学辞退届（様式3）」〔15 ページ〕を1月31日（日）の午前10時から午後2時まで又は2月1日（月）の午後1時から午後2時までの間に、中学校長に提出する。また、1において、「入学確約書」の提出がない者は、入学を辞退したものとみなす。
- 3 中学校長は、「入学確約書」の提出があった者を入学予定者として決定し、「入学許可書（様式4）」〔16 ページ〕を交付する。
- 4 保護者は、居住する市町村教育委員会の定めるところにより、中学校長から交付された「入学許可書」を添えて、速やかに就学先変更の手続きを行う。

XII 繰上合格者の決定

- 1 入学辞退者が生じた場合、繰上順位に従い、順次、入学意思の有無についての確認（以下「入学意思の確認」という。）を行う。繰上順位は、「IX 入学者の選抜」3(1)で合格とならなかった者のうち、総合点の高い者から順に決定する。
- 2 入学意思の確認の実施日及び時間帯は、令和9年2月2日（火）午後1時から午後4時まで（予備日として2月3日（水）午後1時から午後2時まで）とする。
- 3 入学意思の確認は、保護者への電話連絡により行う。電話連絡は、オンライン出願システムに登録された連絡先へ行う。留守番電話への伝言の録音等は行わない。
- 4 連絡がとれない場合や保護者による確認ができない場合は、繰上順位を最終に回す。
- 5 中学校長は、入学意思があると確認ができた者を繰上合格者として決定し、「入学確約書（様式2）」〔14 ページ〕の提出を求める。繰上合格者の「入学確約書」の提出期限は、令和9年2月3日（水）午後4時とする。
- 6 中学校長は、「入学確約書」の提出があった繰上合格者を入学予定者として決定し、「入学許可書（様式4）」〔16 ページ〕を交付する。
- 7 繰上合格者の保護者は、居住する市町村教育委員会の定めるところにより、中学校長から交付された「入学許可書」を添えて、速やかに就学先変更の手続きを行う。
- 8 留意事項
 - (1) 令和9年1月31日（日）の合格発表日に合格とならなかった本人及びその保護者は、繰上合格に係る入学意思の確認がなされた場合の対応についてあらかじめ相談し、繰上合格者の決定に必要な入学意思の確認を行う電話連絡があった際に回答できるよう準備しておくこと。
 - (2) 繰上順位、繰上合格に関する問合せには一切応じない。

XIII 入学予定者の決定後の処理

- 1 中学校長は、オンライン出願システムにより小学校長に合否結果を知らせるとともに、入学予定者が卒業する見込みの小学校長に「入学予定者通知書（様式5）」〔17 ページ〕により通知を行う。
- 2 中学校長からの入学予定者の通知を受けた小学校長は、入学予定者の小学校児童指導要録の抄本又は写し並びに健康診断票及び歯の検査票を中学校長あて送付する。

XIV その他

- 1 本実施要項で定めた様式に記載された個人情報、入学者選抜に関する事務（統計処理など付随する業務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。
- 2 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 入学者選抜の具体的事項

I 咲くやこの花中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

選抜のための適性検査等として、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び作文（自己表現）を行い、その総合点（150点満点）により選抜を行う。

(1) 適性検査Ⅰ（国語・算数的問題）は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を見る。「ものづくり（理工）」、「スポーツ」、「言語」、「芸術（美術・デザイン）」のすべての分野で共通の問題とする。

(2) 適性検査Ⅱは、「ものづくり（理工）」、「スポーツ」、「言語」、「芸術（美術・デザイン）」のそれぞれの分野に関する才能の芽生え等を見る。

ア ものづくり（理工）分野については、数学的な見方や考え方等を見る。

イ スポーツ分野については、基礎運動能力を見る。検査項目は、府教育委員会の府立中学校に関するウェブページに掲載する。

ウ 言語分野については、文章による表現力を見る。

エ 芸術（美術・デザイン）分野については、色鉛筆を用いた表現力（描画）を見る。

(3) 作文（自己表現）は、300字程度とし、志願者の志望動機や興味・関心等を見る。

2 適性検査等時間割及び配点

(1) ものづくり（理工）分野、言語分野、芸術（美術・デザイン）分野

区 分		時 間	時 刻	配 点
集 合		—	8 : 30	—
点呼・組分け・注意・入室等		4 5 分	8 : 30 ~ 9 : 15	—
第1時 適性検査Ⅰ (国語・算数的問題)	問題配付	5 分	9 : 15 ~ 9 : 20	50点
	検査実施	4 5 分	9 : 20 ~ 10 : 05	
休 憩		2 0 分	10 : 05 ~ 10 : 25	—
第2時 作文 (自己表現)	問題配付	5 分	10 : 25 ~ 10 : 30	20点
	検査実施	1 5 分	10 : 30 ~ 10 : 45	
休 憩		2 0 分	10 : 45 ~ 11 : 05	—
第3時 適性検査Ⅱ	問題配付	5 分	11 : 05 ~ 11 : 10	80点
	検査実施	6 0 分	11 : 10 ~ 12 : 10	

(2) スポーツ分野

区 分		時 間	時 刻	配 点
集 合		—	8 : 30	—
点呼・組分け・注意・入室等		4 5 分	8 : 30 ~ 9 : 15	—
第 1 時 適性検査 I (国語・算数的問題)	問題配付	5 分	9 : 15 ~ 9 : 20	50点
	検査実施	4 5 分	9 : 20 ~ 10 : 05	
休 憩		2 0 分	10 : 05 ~ 10 : 25	—
第 2 時 作文 (自己表現)	問題配付	5 分	10 : 25 ~ 10 : 30	20点
	検査実施	1 5 分	10 : 30 ~ 10 : 45	
休 憩		2 0 分	10 : 45 ~ 11 : 05	—
第 3 時 適性検査 II	準 備	2 0 分	11 : 05 ~ 11 : 25	80点
	検査実施	6 0 分	11 : 25 ~ 12 : 25	

※適性検査 II の時間は延長する場合がある。

II 水都国際中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

選抜のための適性検査等として、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び適性検査Ⅲを行い、その総合点（280点満点）により選抜を行う。

- (1) 適性検査Ⅰ（国語・英語的問題）及び適性検査Ⅱ（算数的問題）は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等をみる。
- (2) 適性検査Ⅲは、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現する力等をみる。

2 適性検査等時間割及び配点

区 分		時 間	時 刻	配 点	
集 合		—	8 : 30	—	
点呼・組分け・注意・入室等		4 5 分	8 : 30 ~ 9 : 15	—	
第 1 時 適性検査Ⅰ (国語・英語的問題)	国語的 問題	問題配付	5 分	9 : 15 ~ 9 : 20	100点
		検査実施	4 5 分	9 : 20 ~ 10 : 05	
	答案回収		1 0 分	10 : 05 ~ 10 : 15	
	英語的 問題	問題配付	5 分	10 : 15 ~ 10 : 20	20点
		検査実施	1 0 分	10 : 20 ~ 10 : 30	
休 憩		2 0 分	10 : 30 ~ 10 : 50	—	
第 2 時 適性検査Ⅱ (算数的問題)	問題配付	5 分	10 : 50 ~ 10 : 55	100点	
	検査実施	4 5 分	10 : 55 ~ 11 : 40		
昼 食		5 0 分	11 : 40 ~ 12 : 30	—	
第 3 時 適性検査Ⅲ	問題配付	5 分	12 : 30 ~ 12 : 35	60点	
	検査実施	4 5 分	12 : 35 ~ 13 : 20		

Ⅲ 富田林中学校に係る入学者選抜

1 適性検査等

選抜のための適性検査等として、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ、適性検査Ⅲ及び作文を行い、その総合点（380点満点）により選抜を行う。

(1) 適性検査Ⅰ（国語・英語的問題）、適性検査Ⅱ（算数的問題）及び適性検査Ⅲ（社会・理科的問題）は、小学校で習得される基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等をみる。

(2) 作文は、400字程度とし、中高一貫校で6年間学び続けていくことができる意欲・適性及び自らの考えや意見を論理的かつ適切に表現する力をみる。

2 適性検査等時間割及び配点

区 分		時 間	時 刻	配 点	
集 合		—	8 : 30	—	
点呼・組分け・注意・入室等		4 5 分	8 : 30 ~ 9 : 15	—	
第 1 時 適性検査Ⅰ (国語・英語的問題)	国語的 問題	問題配付	5 分	9 : 15 ~ 9 : 20	100点
		検査実施	4 5 分	9 : 20 ~ 10 : 05	
	答案回収		1 0 分	10 : 05 ~ 10 : 15	
	英語的 問題	問題配付	5 分	10 : 15 ~ 10 : 20	20点
		検査実施	1 0 分	10 : 20 ~ 10 : 30	
	休 憩		2 0 分	10 : 30 ~ 10 : 50	—
第 2 時 適性検査Ⅱ (算数的問題)	問題配付	5 分	10 : 50 ~ 10 : 55	100点	
	検査実施	4 5 分	10 : 55 ~ 11 : 40		
休 憩		2 0 分	11 : 40 ~ 12 : 00	—	
第 3 時 作文	問題配付	5 分	12 : 00 ~ 12 : 05	60点	
	検査実施	3 0 分	12 : 05 ~ 12 : 35		
昼 食		5 0 分	12 : 35 ~ 13 : 25	—	
第 4 時 適性検査Ⅲ (社会・理科的問題)	問題配付	5 分	13 : 25 ~ 13 : 30	100点	
	検査実施	4 5 分	13 : 30 ~ 14 : 15		